

政府からのお知らせ

7月1日から健康保険証、 介護保険証などが 必要になりました。



7月1日以降、医療機関の窓口や介護サービス事業所等での取扱いが以下の通り変更されました。

- 7月1日からは、保険診療を受けたり、介護サービスを利用するには、保険証が必要になりました。



- 窓口負担や利用者負担の免除などには、原則として(※)免除証明書などが必要になりました。

※次の地域については不要です

福島県広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

ご加入の医療保険者や市町村の窓口へ 保険証や免除証明書などの申請をお願いします。

～免除証明書を提示できずに窓口負担などを支払った方へ～

支払った窓口負担や利用者負担の還付を受けることができますので、医療保険の保険者や市町村の窓口に応請願います。

▶ 保険証を取得される場合の申請先一覧

	被保険者(保険に加入している方)	保険の種類	保険者
医療保険	●自営業者 ●無職(フリーター)の方 ●退職後のサラリーマン	国民健康保険	市町村
	●医師・歯科医師 ●弁護士・税理士 ●建設業者	国民健康保険組合	国保組合
	●民間サラリーマン(主に大企業)	組合管掌健康保険	健康保険組合
	●民間サラリーマン(主に中小企業)	協会けんぽ	全国健康保険協会(都道府県支部)
	●公務員 ●教員	共済	国家公務員・地方公務員→共済組合 私学教務員→事業団
	●船員	船員保険	全国健康保険協会(船員保険部)
	●高齢者(75歳以上の方) (一定の障害のある方は65歳以上)	後期高齢者医療制度	市町村
介護保険	●40歳以上の方	介護保険	市町村

▶ 下記地域の方(医療保険は市町村の国民健康保険、後期高齢者医療制度の加入者のみ)は免除証明書などの提示が必要となる期日が異なります。

	免除証明書などの提示が必要となる期日		免除期間の終了日まで免除証明書などの提示は不要な地域
	9月1日から	10月1日から	
医療保険	宮城県 南三陸町	宮城県 女川町	福島県 広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村
介護保険	岩手県 宮古市 宮城県 塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町 福島県 白河市	宮城県 石巻市、南三陸町	福島県 広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

※一部負担金等が免除となるのは、平成24年2月29日までです。(入院時食事療養費、入院時生活療養費、介護保険施設等の食費・居住費等の減免は別扱いとなります)